

(資料－1)

「江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「中川・綾瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」規約改正の経緯

平成 28 年 6 月 28 日：「江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「中川・綾瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立、及び規約を制定。

平成 29 年 6 月 19 日：水防法の改正により、大規模氾濫減災協議会制度が法定化。

平成 29 年 12 月 19 日：第 3 回幹事会にて、規約の改正について協議会構成員へ意見照会。

平成 30 年 2 月 13 日：規約の改正について、協議会全構成員から文書にて同意を得た。

平成 30 年 2 月 15 日：第 4 回幹事会にて、規約の改正により減災対策協議会を水防法に基づく法定協議会へ移行。

平成 30 年 4 月 27 日：協議会及び幹事会構成員の時点更新。

令和元年 5 月 30 日：協議会及び幹事会構成員の時点更新。

「江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」規約

（協議会の設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として「江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、江戸川流域における堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備え、関係する河川管理者、気象庁、都県、市区町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（対象河川）

第3条 協議会は、江戸川、利根運河、坂川、坂川（放水路）及び北千葉導水路における江戸川河川事務所管理区間を対象とする。

（構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営・進行は、事務局が行う。

3 第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要があると認めるときには構成員を追加するほか、構成員以外の者（学識経験者等）を協議会に出席させ、意見を求めることが出来る。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表1の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営・進行は、事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に関し、協議会に提出する事項をあらかじめ整理すると共に、協議会から委任された事項を処理する。

5 幹事長は、第2項によるもののほか、構成員以外の者（学識経験者等）を幹事会に出席させ、意見を求めることが出来る。

（事務局）

第6条 本協議会の事務局は、関東地方整備局江戸川河川事務所防災対策課に置く。

（協議会及び幹事会の検討内容）

第7条 協議会及び幹事会で行う検討内容は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。

ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成28年6月28日から施行する。

- ・平成30年2月15日改正
- ・平成30年4月27日一部改正
- ・令和元年5月30日一部改正

別表1

組 織			江戸川流域 大規模氾濫に関する減災対策協議会、幹事会メンバー		
			協議会	幹事会	
				危機管理担当	水防担当
国	国土交通省	関東地方整備局	江戸川河川事務所長	江戸川河川事務所 副所長	同左
		気象庁 東京管区気象台	東京管区気象台 気象防災部長	東京管区気象台 総務部業務課長	同左
都 県	茨城県		土木部 河川課長	—	土木部 河川課 水防災・砂防対策室長
			防災危機管理部 防災・危機管理課長	防災危機管理部 防災・危機管理課 課長補佐	—
	埼玉県		県土整備部 参事兼河川砂防課長	—	県土整備部 河川砂防課 防災担当副課長
			危機管理防災部 消防防災課長	危機管理防災部 消防防災副課長	—
	千葉県		防災危機管理部 危機管理課長	危機管理課 災害対策室長	—
			県土整備部 河川環境課長	—	河川環境課 防災対策室長
	東京都		総務局総合防災部 計画調整担当課長	総務局総合防災部 計画調整担当課長	—
			総務局総合防災部 防災対策課長	総務局総合防災部 防災対策課長	—
			建設局河川部 防災課長	—	建設局河川部 防災課長代理
	区 市 町	茨城県	五霞町	五霞町長	生活安全課長
埼玉県		久喜市	久喜市長	消防防災課長	同左
		杉戸町	杉戸町長	くらし安全課長	同左
		幸手市	幸手市長	危機管理防災課長	同左
		吉川市	吉川市長	危機管理課長	同左
		松伏町	松伏町長	総務課長	まちづくり整備課長
		春日部市	春日部市長	防災対策課長	河川課長
		三郷市	三郷市長	危機管理防災課長	道路河川課長
		越谷市	越谷市長	市民協働部 危機管理課長	建設部 治水課長
		八潮市	八潮市長	危機管理防災課長	道路治水課長
		草加市	草加市長	危機管理課長	建設管理課長
さいたま市		さいたま市長	総務局危機管理部 防災課長	建設局土木部 河川課長	
千葉県		野田市	野田市長	防災安全課長	管理課長
		松戸市	松戸市長	総務部 危機管理課長	建設部 河川清流課長
		流山市	流山市長	防災危機管理課長	河川課長
		柏市	柏市長	防災安全課長	同左
		市川市	市川市長	危機管理課長	河川・下水道管理課長
		浦安市	浦安市長	危機管理課長	道路整備課長
		船橋市	船橋市長	危機管理課長	同左
東京都		江戸川区	江戸川区長	危機管理室 防災危機管理課長	土木部 計画調整課長
		葛飾区	葛飾区長	地域振興部 危機管理課長	都市整備部 調整課長
		足立区	足立区長	災害対策課長	企画調整課長

「中川・綾瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」規約

（協議会の設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として「中川・綾瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、中川・綾瀬川流域における堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備え、関係する河川管理者、気象庁、都県、市区町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（対象河川）

第3条 協議会は、中川・綾瀬川における江戸川河川事務所管理区間を対象とする。

（構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営・進行は、事務局が行う。

3 第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要があると認めるときには構成員を追加するほか、構成員以外の者（学識経験者等）を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表1の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営・進行は、事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に関し、協議会に提出する事項をあらかじめ整理すると共に、協議会から委任された事項を処理する。

5 幹事長は、第2項によるもののほか、構成員以外の者（学識経験者等）を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

（事務局）

第6条 本協議会の事務局は、関東地方整備局江戸川河川事務所防災対策課に置く。

（協議会及び幹事会の検討内容）

第7条 協議会及び幹事会で行う検討内容は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。

ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成28年6月28日から施行する。

- ・平成30年2月15日改正
- ・平成30年4月27日一部改正
- ・令和元年5月30日一部改正

別表1

組 織			中川・綾瀬川流域 大規模氾濫に関する減災対策協議会、幹事会メンバー		
			協議会	幹事会	
				危機管理担当	水防担当
国	国土交通省	関東地方整備局	江戸川河川事務所長	江戸川河川事務所 副所長	同左
		気象庁 東京管区気象台	東京管区気象台 気象防災部長	東京管区気象台総務部 業務課長	同左
都 県	茨城県				
	埼玉県	県土整備部 参事兼河川砂防課長		—	県土整備部 河川砂防課 防災担当副課長
		危機管理防災部 消防防災課長		危機管理防災部 消防防災副課長	—
	千葉県				
	東京都	総務局総合防災部 計画調整担当課長		総務局総合防災部 計画調整担当課長	—
		総務局総合防災部 防災対策課長		総務局総合防災部 防災対策課長	—
		建設局河川部 防災課長		—	建設局河川部 防災課長代理
区 市 町	茨城県	五霞町			
	埼玉県	久喜市			
		杉戸町			
		幸手市			
		吉川市	吉川市長	危機管理課長	同左
		松伏町	松伏町長	総務課長	まちづくり整備課長
		春日部市			
		三郷市	三郷市長	危機管理防災課長	道路河川課長
		越谷市	越谷市長	市民協働部 危機管理課長	建設部 治水課長
		八潮市	八潮市長	危機管理防災課長	道路治水課長
		草加市	草加市長	危機管理課長	建設管理課長
	さいたま市				
	千葉県	野田市			
		松戸市			
		流山市			
		柏市			
		市川市			
浦安市					
船橋市					
東京都	江戸川区	江戸川区長	危機管理室 防災危機管理課長	土木部 計画調整課長	
	葛飾区	葛飾区長	地域振興部 危機管理課長	都市整備部 調整課長	
	足立区	足立区長	災害対策課長	企画調整課長	